

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成31年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年12月6日

世田谷区

### 1 業務概要

(1) 件名：学習習得確認調査委託

(2) 目的

一人ひとりの子どもが基礎的基本的な学習内容を身につけているかを確認して、学習指導に活かし、授業の改善を図るために、子どもたちの学習状況を確認する調査を委託する。

(3) 履行期間：平成31年4月1日から2019年11月18日まで

(4) 調査対象：区立学校の小学校4年生から中学校3年生

(5) 業務内容

① 調査問題等の作成

② 調査問題等の配送

③ 解答用紙の回収

④ 解答の採点、分析

⑤ 調査結果の配送

### 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること

(3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと

(5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

なお、提案書の審査の過程等で参加資格を有しないことが判明した場合は、その時点で審査対象から除外する。

### 4 提案書を特定するための評価基準

(1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか

(2) 調査問題及び回答・解説（出題の趣旨等）の作成の視点は適切であるか

(3) 解答の分析の視点・手法、分析結果の帳票案は適切であるか

(4) 分析結果報告書作成の視点、項目案は適切であるか

(5) 「学び舎」の課題抽出の視点、帳票案は適切であるか

(6) 調査結果の振り返りの視点・手法、素材案 できる内容か

(7) 業務の実施体制が整備されているか

(8) 個人情報保護に関する考え方・体制が整備されているか

(9) 業務実施の計画は現実的で妥当なものであるか

- (10) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (11) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
- (12) 安定的に事業を運営できる財務状況であるか

## 5 手続き

- (1) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法
  - ①期間 平成30年12月6日(木)から12月19日(水)の午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)
  - ②場所 下記担当課窓口、及びホームページ
  - ③方法 希望者に無償交付する。
- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法
  - ①提出期限 平成30年12月19日(水)午後5時まで
  - ②提出先 下記担当課
  - ③提出方法 持参またはFAXにより送付すること。
- (3) 質問の提出期限、提出先及び方法
  - ①提出期限 平成30年12月25日(火)午後5時まで
  - ②提出先 下記担当課
  - ③提出方法 FAXまたメールにより送付すること。
- (4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等
  - ①提出期限 平成31年1月18日(金)午後5時まで
  - ②提出先 下記担当課
  - ③方法 持参に限る

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は有り  
2020～2021年度同一事業  
ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は教育指導課とする。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない
- (8) 区は当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (10) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。

## 7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号  
世田谷区教育委員会事務局教育指導課学校経営推進 川野  
(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)  
電話：03-5432-2724 ファクシミリ：03-5432-3041  
E-mail: sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp